

茨城県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例

令和5年2月24日

条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）で使用する用語の例による。

2 この条例で、実施機関とは広域連合長、選挙管理委員会、監査委員及び公平委員会のことをいう。

(開示請求に係る手数料)

第3条 法第89条第2項の規定による開示請求に係る手数料は、無料とする。

2 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、当該保有個人情報の写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

第4条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、実施機関が定める事項を記載するものとする。

(行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料)

第5条 法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

(1) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間一時間までごとに3,950円

(2) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）

2 法第119条第4項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 次号に掲げる者以外の者 法第115条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第119条第1項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額

(2) 法第115条（法第118条第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600円

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に掲げる規定（同法第51条の規定に限る。）の施行の日から施行する。

(旧条例の廃止)

第2条 茨城県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年茨城県後期高齢者医療広域連合条例第17号。以下「旧条例」という。）は廃止する。

(経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る旧条例第11条及び第12条第3項の規定によるその職務又は事務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）を正当な理由がなく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

(1) 前条の規定の施行の際現に旧条例第2条第2号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又は前条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、同条の規定の施行前において旧個人情報を取扱う職務に従事していた者

(2) 前条の規定の施行前において旧実施機関から旧個人情報を取扱う事務の委託を受け、当該事務に従事していた者

2 前条の規定の施行の日前に旧条例第13条第1項、第21条第1項又は第27条第1項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用中止については、なお従前の例による。

3 前条の規定の施行の際現に旧条例第31条第1項の規定により茨城県後期高齢者医療広域連合に置かれた同条に規定する茨城県後期高齢者医療広域連合情報審査会（以下「旧審査会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、茨城県後期高齢者医療広域連合個人情報保護審査会条例（令和5年茨城県後期高齢者医療広域連合条例第2号）第4条第1項の規定による任命を受けたものとみなす。

4 前条の規定の施行の際現に旧審査会の委員である者又は同条の規定の施行前において旧審査会の委員であった者に係る旧条例第31条第10項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

5 施行日前に旧条例第30条第1項及び第33条第3項の規定により旧審査会にされた諮問は、審査会にされたものとみなし、旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。